

湯沢市部活動地域移行推進計画

湯沢市教育委員会
令和7年7月

目 次

はじめに

1 推進計画策定の背景

- (1) 国の動向
- (2) 本市の学校部活動を取り巻く現状
- (3) 教師の働き方改革

2 推進計画の基本的な考え方

- (1) 策定趣旨
- (2) 位置付け
- (3) 実施期間
- (4) 移行の具体的なイメージ
- (5) 目指す姿

3 学校部活動の地域移行に向けた取組

- (1) 市の役割
- (2) 学校の役割
- (3) 運営団体
- (4) 指導者
- (5) 活動場所
- (6) 保護者負担
- (7) 保険への加入

4 学校部活動の地域移行に伴う大会等への参加

おわりに

はじめに

学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、同好の仲間との交流の中で、生徒同士、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに多様な学びの場となっている。教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として生徒の豊かな人間性を醸成するために大きな役割を担ってきた。

運動部活動は、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育て、文化部活動は、芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成してきている。そして、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成してきており、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中で、チームが組めなかったり、生徒の希望する種目がなかったりするなど、これまでの体制では活動が難しい状況になってきている。学校部活動の運営は、これまで教員の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間勤務の要因であることや指導経験がない教員にとって負担となっているとの課題も挙げられている。

スポーツ庁と文化庁は、令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは、休日の学校部活動の地域移行を推進するとしている。

本市においては、令和2年度から学校部活動に関する協議会を開催するとともに、今後の在り方についての調査研究を行ってきた。令和5年度には、これまで以上に学校と地域が協働・融合した学校部活動や地域クラブを実現することを目的とした「湯沢市部活動協議会」を設置している。本協議会は、各競技団体関係者、学校関係者、運動部、文化部に所属する生徒の保護者など、合計12名の委員で構成されており、生徒が希望する活動ができる環境づくり、大会等に参加することができる体制づくりを第一に考え、協議を進めているところである。

本市としては、これまでの学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させながら、生徒が地域において、地域の人々とスポーツ・文化芸術活動を通して交流することにより、新たな価値が創出されることを目指し、本市の実情に合った地域移行の在り方について、協議を進めていきたい。

1 推進計画策定の背景

(1) 国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とする方針が示されている。

これらを踏まえ、令和2年に、スポーツ庁から休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められている。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示された。

令和4年12月に査定されたガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までは「改革推進期間」とされ、特に休日の部活動について地域クラブ活動への移行を全国で着実に進めることが重視されている。休日の地域移行は、すべての学校部活動で原則実現することが目標とされ、休日には学校の枠を超え、地域のスポーツ団体や文化団体、外部指導者の協力を得て、多様な活動の場が提供される体制づくりが進められている。

さらに、令和7年5月に提言された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめでは、休日の地域クラブ活動の定着を最優先課題とし、平日の活動については地域や種目ごとに異なる課題や実情を踏まえ、柔軟かつ段階的に対応する必要性が再確認された。令和8年度から令和13年度までは「改革実行期間」とされ、前期には休日の地域クラブ活動の定着と、平日活動の在り方や課題への対応策の検証が進められる。平日の地域移行については、先行自治体の実践例を参考にしつつ、活動場所や指導者確保、運営体制の整備など、各種課題の解決を図りながら段階的に進める方針であり、休日の地域移行に比べて慎重な姿勢が見られる。また、「地域移行」という呼称は「地域展開」へと改められ、学校・家庭・地域が一体となって生徒のスポーツ・文化芸術活動を支える体制づくりが強調されている。

このように、休日の地域クラブ活動への移行を確実に進めることを最優先とし、平日の地域移行については各地域の状況や課題に応じて慎重かつ段階的に進めるという姿勢を明確にしている。今後も、学校・家庭・地域が一体となり、生徒一人ひとりが多様な活動に参加できる持続可能な仕組みの構築が大きな方針として推進されていく。

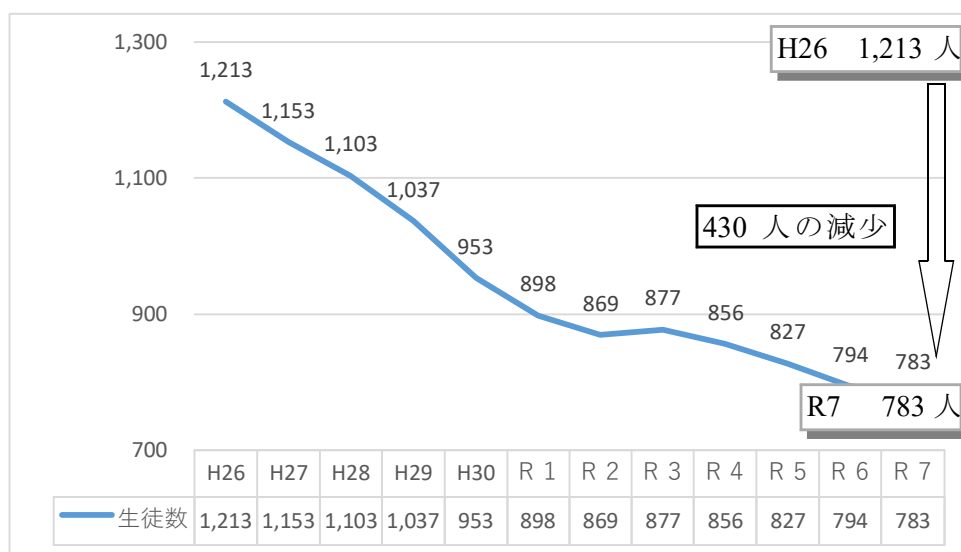
(2) 本市の学校部活動を取り巻く現状

令和7年4月現在、本市中学校の生徒数は783人で、この10年間で430人減少している。しかし、生徒数が大幅に減少した一方で、本市中学校における学校部活

動の数や種類はほとんど変わっていないことから、各中学校においては、部員不足が課題となっている。

また、近年では学校外のスポーツクラブ・団体等に所属する子どもが増加しているなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られ、団体競技や部門では、学校単位でのチーム編成が難しいため、合同チームでの登録数が増加しているなど、従来の枠組みでの部活動の維持が一層難しくなっている現状にある。

〈本市中学校の生徒数の推移（平成26年度～令和7年度）〉



〈本市中学校の部活動数と種類（令和7年5月現在）〉

運動部	部活動数	野球		陸上		バスケットボール		バレーボール		ハンドボール		卓球		柔道	剣道	水泳	スキー
		男女	男女	男女	男女	男	女	男	女	男女	男女	男	女	男女	男女	男女	男女
湯沢北中学校	11	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
山田中学校	6	1			1		1		1		1	1					1
湯沢南中学校	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
稲川中学校	10	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1			1
雄勝中学校	8	1	1		1		1		1		1	1	1				1
皆瀬中学校	6	1		1	1					1	1						1
計	54	6	4	4	6	2	5	2	6	6	2	3	2			6	

文化部	部活動数	吹奏楽		合唱	美術	科学	家庭	総合文化	創作
		男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女
湯沢北中学校	4	1			1	1	1		
山田中学校	2	1							1
湯沢南中学校	5	1	1		1	1	1		
稲川中学校	2	1						1	
雄勝中学校	2	1		1					
皆瀬中学校	1	1							
計	16	6	1		3	2	2	1	1

〈本市中学校の部活動の部員数（令和７年５月現在）〉

		湯沢北中学校	山田中学校	湯沢南中学校	稲川中学校	雄勝中学校	皆瀬中学校	合計
野球	男	13	2	10	15	5	9	54
	女	2	1	0	0	0	0	3
陸上競技	男	8		11	11	13		43
	女	4		8	2	6		20
男子バスケットボール		22		19	7		2	50
女子バスケットボール		5	1	19	8	3	8	44
男子バレーボール				14	11			25
女子バレーボール		17	7	16	3	7(1)		50(1)
ハンドボール	男	29		21				50
	女	9		7				16
男子卓球		9	5	14	7	11	2	48
女子卓球		11	1	12	12	6	4	46
柔道	男			3		5		8
	女			1		0		1
剣道	男	7		5	3			15
	女	2		5	0			7
水泳		4		0				4
スキー		1	0	0	1	0	0	2
吹奏楽		22	2	32	23	11	3	93
合唱				15				15
美術		7		8		6		21
科学		8		18				26
家庭		19		16				35
総合文化					12			12
創作			4					4
		199	23	254	115	73(1)	28	692(1)

※（ ）は女子部にマネージャーとして所属している部員。

（３）教員の働き方改革

少子高齢化や情報化の急速な進展など、生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、ＩＣＴ教育への対応、いじめや不登校への対応など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化、複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化している。

本市中学校教員の時間外勤務の状況については、各校の業務の見直しにより、改善は見られるものの、過労死ラインである月８０時間以上の時間外勤務をしている教員が一定数存在している。

令和５年５月下旬から６月上旬、小・中学校の部活動を担当している教員を対象に行った「部活動と休日におけるスポーツ・文化芸術活動に関する意向調査」では、約４０％が「部活動を負担に感じている」と回答しており、「競技経験のない部活動を担当している教員」は全体の約４０％いることも分かった。また、部活動の負担を軽減するための対策として、約５８％の教員が「教員以外の指導者に指導を依頼すること」と回答している。

2 推進計画の基本的な考え方

(1) 策定趣旨

本推進計画は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に身近で継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働することにより、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために策定するものである。

(2) 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、秋田県教育委員会による「秋田県における部活動の地域移行推進計画」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通した生徒の健全育成という観点から、本市中学校を対象とする学校部活動の地域移行を進めるための計画として位置付けるものである。

(3) 実施期間

本推進計画における地域移行については、新たな環境整備のための合意形成や条件整備等には相当の時間を要することから、それぞれの種目や活動の進捗状況を踏まえ、準備の整った競技から順に地域移行することとしている。

また、改革推進期間における地域クラブ等の活動については、休日の学校部活動から段階的に移行していくことが基本とされているが、将来を見据えた一体的な取組を進めるため、例えば休日と平日を併せた体制の整備を進めていくなど、移行の方法は本市の進捗状況に応じて変わっていくことになる。

(4) 移行の具体的なイメージ

年度		令和7年度		令和8年度	令和9年度～ (時期未定)
		総 体	秋季大会		
休日	学校部活動	休日における学校部活動は ①地域クラブが発足している競技種目は、地域クラブでの活動とする ②地域クラブが発足していない競技種目等は、発足までの間は学校部活動を継続する			
	地域クラブ	環境が整った競技種目から順に地域クラブとしての活動を行う 【既に活動している競技種目】 ・陸上競技 ・剣道 ・柔道 【環境が整った競技種目 (R7.8月時点)】 ・卓球 ・バレーボール 【今後活動を予定している競技種目等】 ・野球 ・バスケットボール ・ハンドボール ・吹奏楽 ・合唱			
平日	学校部活動	平日における学校部活動は、地域クラブとして活動できる環境が整うまで継続する			
	地域クラブ	※休日における地域クラブの活動状況等を検証し、活動できる環境が整った競技種目から順に地域クラブとしての活動を行う予定 ※平日のみ活動している学校部活動についても、地域クラブの活動開始時期について別途検討する			

- ・「陸上競技・剣道・柔道」の3競技は、令和6年度総合体育大会終了後から、休日地域クラブとして活動している。
- ・「野球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・卓球」の5競技は、令和7年度総合体育大会終了後から、準備の整った競技種目から、休日、地域クラブとして活動する。
- ・「吹奏楽・合唱」の部活動は、地域クラブとして活動することができる各種体制が整った部活動から順に移行できるよう取組を進めていくこととしている。
- ・「科学・家庭・総合文化・美術・創作」の部活動は、現在、土日の部活動が行われていないことから、その在り方について引き続き協議していく。
- ・各部活動共に、将来的には、休日の活動に加えて平日の部活動においても地域へ移行すべく体制の整備に取り組んでいく。

(5) 目指す姿

学校部活動の地域移行を進めていくに当たっては、これまで学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切である。

そのためには、学校部活動の地域移行は、単に学校から切り離すのではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要である。

3 学校部活動の地域移行に向けた取組

(1) 市の役割

新たな地域のスポーツ・文化芸術環境を構築するためには、関係者（生徒、保護者、教員、指導者等）間の共通理解により、地域の実情に応じた取組を進めていくことが望ましい。

そのため、学校の設置・管理運営やスポーツ・文化芸術の振興を担う本市が主体となり、地域における関係機関や関係者からなる協議会を設置し、本市の実情に応じた取組を協議・検討しながら着実な取組を進めていくこととする。

担当部署は、湯沢市教育委員会事務局生涯学習課及び学校教育課とし、部活動地域移行コーディネーターを運動部・文化部それぞれ1名置き、関係団体及び学校と連携しながら進めていく。

【具体策】

- 国や県の方針・計画を踏まえた市の方針・推進計画の策定
- 生徒、保護者、教員の意識や地域の現状を把握する調査の実施
- 指導者の確保、研修等による育成
- 教師が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する諸手続の整備
- 運営団体等における活動や指導等に関するルールや規定の策定
- 学校部活動担当者と地域クラブ指導者の協力体制の構築
- 学校の校舎等の利用制度の整備と手続きの整理
- 地域クラブ活動の運営費用における保護者負担と市の支援方法の検討
- 学校や生徒、保護者、地域住民等への取組の周知、情報提供
- 部活動協議会の設置による地域の抱える課題の洗い出しや目指す姿検討

※湯沢市部活動協議会

(構成メンバー)

- ・湯沢市スポーツ協会
- ・湯沢市芸術文化協会
- ・湯沢市スポーツ少年団本部
- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・音楽のまちゆざわ推進協議会
- ・湯沢雄勝中学校体育連盟
- ・湯沢雄勝吹奏楽連盟
- ・湯沢市小・中学校長会
- ・湯沢市立中学校の運動部活動所属生徒の保護者
- ・湯沢市立中学校の文化部活動所属生徒の保護者
- ・教育委員会事務局教育部学校教育課長
- ・教育委員会事務局教育部生涯学習課長

(2) 学校の役割

学校部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、移行期においては、学校部活動及び地域クラブ活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、自校の現状や課題、今後の在り方等を検討することが重要である。

また、地域クラブ活動において、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させていくためには、学校と地域クラブの間での情報共有を綿密に行うことが必要となる。学校を含めた地域全体で子どもの望ましい成長を保障する体制を整備するとともに、兼職兼業により指導に携わる教員の知見を活用することも重要な視点である。

【具体策】

- 自校の部活動の現状や課題等の検討（学校運営協議会等の活用）
- 本市の方針や計画を踏まえた、地域連携・地域移行への参画
- 地域クラブ活動との調整（練習日・活動場所等）・情報共有を行う担当の設置
- 地域クラブ活動における生徒の活動状況の把握
- 地域クラブ活動についての積極的な周知・情報提供
- 市教育委員会事務局との情報共有

(3) 運営団体

地域クラブを運営する団体は、事業の持続性を考慮し、既に地域で認知されている信頼のおける事業者や団体であることが望ましい。そのため、運営団体については、次の団体を想定して検討を進めていく。なお、クラブ運営に関しては、学校部活動との共通理解を図り、地域の実情に応じて進めていく。

【運営団体】

- 湯沢市スポーツ協会
- 湯沢市スポーツ協会所属の競技団体
- 湯沢市芸術文化協会所属の文化団体
- 総合型地域スポーツクラブ
- 湯沢雄勝吹奏楽連盟
- スポーツ少年団
- クラブチーム 等

(4) 指導者

指導者は、地域クラブを運営する団体に登録している指導者の中から、専門性や教育的な資質・能力を有する人材を配置する。地域クラブでの指導を希望する教員については、兼職兼業制度を活用することとする。なお、大会

等に出場する際には、各競技団体の資格保有（ライセンス）を条件とされる場合があるため、注意が必要である。

【指導者】

- 湯沢市スポーツ協会所属の競技団体から派遣される指導者
- 湯沢市芸術文化協会所属の文化団体から派遣される指導者
- 総合型地域スポーツクラブから派遣される指導者
- 湯沢雄勝吹奏楽連盟から派遣される指導者
- 兼職兼業の許可を得て地域クラブ指導者として指導する教員

（５）活動場所

活動場所は、小・中学校を拠点として位置付け、その他、公共スポーツ施設、社会教育施設等を活用することとする。なお、地域クラブが利用する場合の経費等の負担軽減や利用しやすい環境づくりについて、支援策を検討する。また、体育館や音楽室等の設置状況に即し、施設管理しやすいよう環境整備に努める。

（６）保護者負担

学校部活動同様、地域クラブ活動においても、クラブの活動経費や大会等の参加料、保護者負担（会費）が発生する。現状の学校部活動における部費相当での設定が想定されるが、各学校部活動によって異なる場合も考えられることから、保護者に理解を得ながら設定することが重要である。

指導者の報酬については、学校部活動と地域クラブ活動が並存する間は市で財源を確保し、助成することとしている。なお、完全移行の際には、受益者負担が求められるが、持続可能な運営の観点から、会費負担も含め、慎重に検討を進める必要がある。

（７）保険への加入

地域クラブ活動においては、参加する生徒全員が自分で保険に加入するとともに、指導者に対しても保険加入を義務付ける。各地域クラブ活動の特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえ、各地域クラブにおいて、適切な補償内容、保険料であるスポーツ安全保険等を選定することとする。また、自分自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合を踏まえ、個人賠償責任保険も検討していく。

4 学校部活動の地域移行に伴う大会等への参加

令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受け、令和5年度より、日本中学校体育連盟、全日本吹奏楽連盟、全日本合唱連盟では、各種大会への地域クラブへの参加を認めている。

本市では、令和7年度から、陸上競技、剣道、柔道において、学校部活動と地域クラブ活動のいずれかで大会等に参加することとなる。さらに、令和8年度からは、準備の整った競技種目等において、学校部活動と地域クラブ活動のいずれかで大会等に参加することとなる。

その登録・参加手続きについては、各競技種目等によって取り扱いが異なるため、注意が必要である。各種団体（中学校体育連盟、吹奏楽連盟、合唱連盟等）、学校、部活動地域移行コーディネーターとの情報共有及び連携を密にし、生徒の大会等への参加がスムーズに移行できるよう、準備を進めていく。

おわりに

新たな地域クラブ活動は、これまでの学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させながら、生徒が地域において、スポーツ・文化芸術活動を通して交流することにより、新たな価値が創出されることを目指すものである。

本市としては、生徒が希望する競技種目ができる環境づくり、大会等に参加することができる体制づくりを第一に考え、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行を進めていきたい。

なお、その取組は、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があると捉えている。そのためにも、これまで以上に地域の運営団体等と連携し、教員の勤務校等における業務への影響にも配慮しながら、生徒にとって望ましい環境の構築がなされるよう努めていきたい。

また、本推進計画については、地域の実情や進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととすることを申し添える。